

●樹木所有者又は管理者の皆様へのお願い●

安全安心な道路のために！
“ 樹木の管理に御注意ください ” ！

- 市道、農道に接する民地等で管理している樹木が、道路上に倒れたり、枝を落として、車両や通行者に迷惑をかけることがあります。これらに起因して事故が発生した場合は、「当該樹木の所有者等は責任を問われる」 ことがあります。

(民法第717条及び道路法第43条)

- 樹木所有者の皆様には、「伐採又は枝払い等」の管理をお願いいたします。

■作業時の注意事項■



■問い合わせ・ご相談・ご紹介先■

①甲州市役所(建設課)

TEL 0553-32-5071 FAX 0553-32-1818

②甲州市役所(農林土木課)

TEL 0553-32-5093 FAX 0553-32-1818

③東京電力山梨支店 (管財) TEL 055-207-7046

④NTT 東日本(設備カスタマーセンター) TEL 0553-21-8411

- ① 電線や電話線がある箇所の場合は危険が伴いますので、事前に最寄の東京電力又はNTTに連絡し立会いのもと行ってください。
- ② 作業にあたっては、通行車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分配慮してください。（道路上に足場など設置の必要がある場合は、事前に建設課に相談してください。）

【関係法令条文】

民法（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）第 717 条

土地の工作物の設置又は保存に^{かし}瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

道路法（道路に関する禁止行為）第 43 条

道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。



◆皆様が所有する樹木が、道路を覆ったり、道路に張り出すことのないよう注意して管理願います。
道路法の禁止行為にあたる場合は、道路管理者が樹木の移転や伐採命令を出すことがあります。